

新型コロナウイルス感染症への対応について(第22報)

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおり決定しましたので報告します。

1. 決定事項

- (1) 今後の公共施設の利用及びイベント開催に向けた対応について **別紙1**のとおり
(地域創生部市民協働室協働推進課他)

- (2) 小学校等の臨時休業等にかかるファミリーサポートセンター援助活動利用料の補助について **別紙2**のとおり
(子ども・未来部子ども未来室子ども政策課)

- (3) 在宅の医療的ケア児への手指消毒用エタノールの配布について **別紙3**のとおり
(福祉共生部共生社会推進室障害福祉課)

別紙 1

今後の公共施設の利用及びイベント開催に向けた対応について

1 公共施設の利用制限の延長について

現在、市内で感染者が確認されたことに伴い、不要不急の活動の自粛を要請しており、市民活動や福祉活動の場として供している屋内の公共施設を3月31日(火)まで、休館又は貸室等の利用停止を行っております。

全国的にも海外からの帰国者や若者の発症、感染経路の不明な方等も多数報告されており、兵庫県においては、大阪・神戸・阪神間など人口密集地との不要不急の往来について4月7日まで自粛を求められています。

また、近隣市においても連日新たな感染者が報告されている状況です。

本市においては、クラスター等集団感染の状況は発生していないものの、予断を許さない状況であることから、**現在の利用制限を4月6日(月)まで延長**しますのでお知らせします。

今後につきましては、早期の再開やその際の基準等について検討を進めて参りますが、本市における今後の発生状況等によっては、更なる延長の措置を講じるなど適正な対応に努めて参ります。

[参考1 利用制限の延長となる公共施設一覧]

[参考2 学校施設開放事業(体育館等の屋内施設)]

市民センター等：地域創生部市民協働室協働推進課

(担当：足立) 電話 559-5039 内線 2470

子ども関連施設：子ども・未来部子ども未来室子ども政策課

(担当：横溝) 電話 559-5079 内線 2610

2 イベント開催の延長について

上記1の公共施設の考え方と同様に、次のとおりとします。

期間：令和2年4月6日(月)まで

対象：市主催行事

※団体等主催のイベントについても自粛を呼びかけます。

地域創生部市民協働室
文化スポーツ課(横溝)
直通 559-5022(内線 2410)

参考 1

利用制限の延長となる公共施設一覧

該当施設	現状	変更
①さんだ・広野・藍・フラワータウン・ウッディタウン各市民センター、有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里、総合福祉保健センター	・貸館の停止 3/14～3/31 ・オープンスペース等の利用制限 3/7～3/31	・貸館の停止 3/14～ <u>4/6</u> ・オープンスペース等の利用制限 3/7～ <u>4/6</u>
②まちづくり協働センター	・オープンスペース等の利用制限 3/7～3/31	・オープンスペース等の利用制限 3/7～ <u>4/6</u>
③総合文化センター（郷の音ホール）	・大・小ホールとその利用に必要な施設及び駐車場以外の利用停止 3/14～3/31	・大・小ホールとその利用に必要な施設及び駐車場以外の利用停止 3/14～ <u>4/6</u>
④図書館	・休館 3/7～3/31	・休館 3/7～ <u>4/6</u>
⑤学習施設 （有馬富士学習センター・ふるさと学習館・旧九鬼家住宅資料館・三輪明神窯史跡園）	・休館 3/7～3/31	・休館 3/7～ <u>4/6</u>
⑥文化施設 （ガラス工芸館・野外活動センター・淡路風車の丘・心道会館）	・休館 3/7～3/31	・休館 3/7～ <u>4/6</u>
⑦スポーツ施設（屋内） （アメニス城山体育館、親和学園駒ヶ谷体育館、ふれあいと創造の里、高平ふるさと交流センター）	・休館 3/7～3/31	・休館 3/7～ <u>4/6</u>
⑧多世代交流施設 （多世代交流シニア・ユースひろば）	・休館 3/5～3/31	・休館 3/5～ <u>4/6</u>

<p>⑨地域子育て支援拠点 (駅前子育て交流ひろば、駒ヶ谷運動公園子育て交流ひろば、地域子育て支援センター、多世代交流館)</p>	<p>・閉室 3/5～3/31</p>	<p>・閉室 3/5～4/6</p>
<p>⑩児童厚生施設 (池尻児童館)</p>	<p>・休館 3/5～3/31</p>	<p>・休館 3/5～4/6</p>

※屋外の公園施設（市民センター施設のグラウンド含む）は、3/26 から通常運用中です。

<p>①～⑦：協働推進課（担当：足立） 電話 559-5039 内線 2470 ⑧～⑩：子ども政策課（担当：横溝） 電話 559-5079 内線 2610</p>
--

参考2

学校施設開放事業(体育館等の屋内施設)

- 1 利用停止期間 : 令和2年4月6日(月)まで

- 2 利用制限を延長する施設
 - (1) 小学校 体育館、クラブハウス (スポーツクラブ21)
 - (2) 中学校 体育館、武道場

地域創生部市民協働室
文化スポーツ課(横溝)
直通 559-5022(内線 2410)

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業等にかかる ファミリーサポートセンター援助活動利用料の補助について

1 目的

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾」による子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正を受け、小学校等の臨時休業等により、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を利用した場合に利用料を補助することにより保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

2 補助対象者

次の要件をすべて満たす依頼会員（保護者）とする。

- ① 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）にかかる対象児童が三田市内に在住している（住民登録している）こと。
- ② 援助活動実施日において、対象児童が在籍する小学校等（なお、この場合において「小学校等」とは、小学校、特別支援学校、幼稚園、認可外保育施設及び保育所等をいう。以下「対象施設」という。）が新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業期間中であること。
- ③ 対象児童が在籍する対象施設が臨時休業であることを理由とした援助活動の利用があること。

3 補助対象経費

ファミリーサポートセンター援助活動利用料のうち活動報酬のみが対象（食事代、おやつ代、交通費、ガソリン代等依頼会員が負担すべき実費は補助対象外）

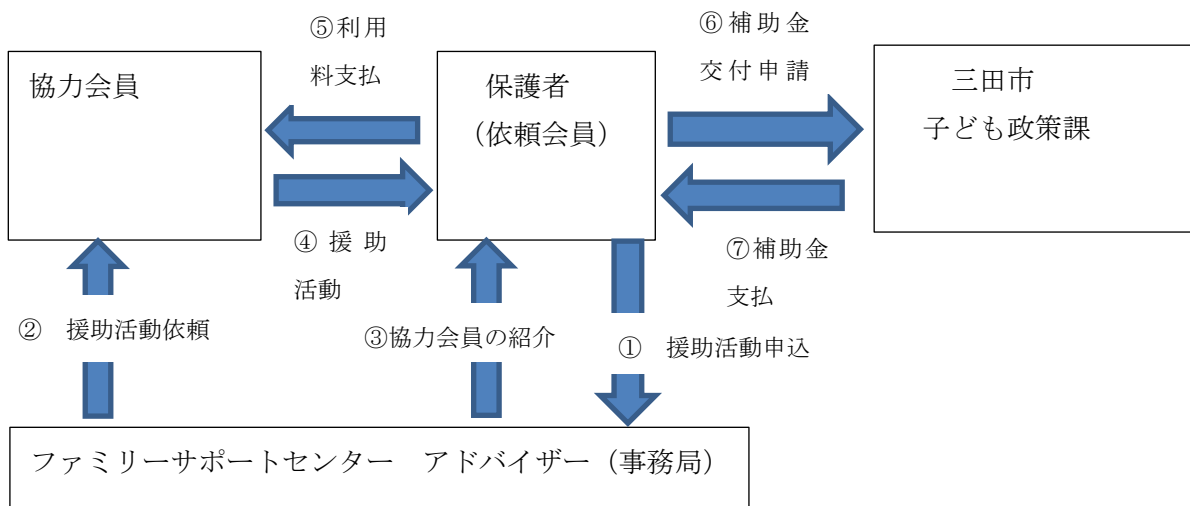
4 補助内容

ファミリーサポートセンター援助活動利用料相当額

- ※ 1人あたり日額上限6,400円（一時間あたり800円）を補助。
- ※ 1回につき2人以上預かる場合は2人目から半額となることから、2人目以降の利用補助上限額は日額上限3,200円（一時間あたり400円）とする。
- ※ 三田市ひとり親等ファミリーサポートセンター援助活動利用料の助成に関する規則（平成17年三田市規則第14号）に基づく補助を受けている依頼会員については、本利用料補助を優先とする。

5 事務手続フロー

依頼会員が利用料をいったん負担し、償還払いにより補助



6 補助金手続きスケジュール

- | | |
|----------|----------|
| ①申請書提出期限 | 4月9日（木） |
| ②補助金振込予定 | 4月30日（木） |

子ども・未来部子ども未来室
子ども政策課（担当：横溝）
直通：559-5079 内線：2610

別紙 3

在宅の医療的ケア児への手指消毒用エタノールの配付について

在宅の医療的ケアを必要とする児童への配付用として、手指消毒用エタノールが、厚生労働省から県を通じて、市（障害福祉課）へ提供がありました。

日常的に人工呼吸器の使用や喀痰吸引、経管栄養等を行っている医療的ケア児のうち、特に衛生面での注意が必要となる呼吸器にかかるケアが必要な児童に対して、配付を行います。

記

1 配付対象者

- a. 気管切開をしている医療的ケア児（18歳未満） 7人
- b. 人工呼吸器を使用している医療的ケア児（18歳未満） 2人

2 配付する消毒薬

●国から配付されたもの

- ①手指消毒用エタノールジェル（250 ml入り） 5本
- ②手指消毒用エタノール液（400 ml入り） 10本

●市で用意したもの

- ③手指消毒用エタノール液（500 ml入り） 3本

エタノール液はエタノールジェルに比べて、1回あたりの用量が2倍必要となるため、上記①②③は、概ね同じ使用回数の容量となります。

ジェル・・・・・・1回あたり 1.5 ml

液体・・・・・・1回あたり 3.0 ml

3 配付方法

3月31日（火）以降に、対象者の各自宅へ2本ずつ、市職員が届けます。

福祉共生部 共生社会推進室
障害福祉課（担当：中田）
直通 559-5075 内線 2520